

発行：伊豆市津波防災地域づくり推進協議会事務局（伊豆市防災安全課内） 発行日：平成30年1月14日
住所：静岡県伊豆市小立野38-2 TEL:0558-72-9867 FAX:0558-72-6588 E-mail:bousai@city.izu.shizuoka.jp

子どもや高齢者等が利用する施設を安全に建ててもらおう区域（津波災害特別警戒区域）等の指定を丁寧に進めることとなりました！

平成29年5月『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（以下、推進計画）』策定後、地域ではさまざまな取り組みが行われています。これらの状況を踏まえ、平成29年11月の第6回伊豆市津波防災地域づくり推進協議会（以下、推進協議会）では、“津波災害（特別）警戒区域の指定を丁寧に進める”こととなり、平成29年12月に『推進計画＜第2版＞』が策定されました。

『観光防災まちづくりニュース 臨時号』では、平成29年5月推進計画策定後の取り組みの流れや、第6回推進協議会の概要、津波災害（特別）警戒区域の概要についてお伝えします。（地域の取組状況を踏まえ見直された推進計画＜第2版＞の詳しい内容は、伊豆市公式ポータルサイトに掲載しています。ぜひご覧ください。）



第6回推進協議会で推進計画(見直し案)がとりまとめられました！

第6回伊豆市津波防災地域づくり推進協議会における協議の概要 (平成29年11月22日(水) 土肥支所)

第6回推進協議会では、平成29年5月推進計画策定後に土肥地域で取り組まれた意見交換会や説明会、土肥中授業、地域主体で取り組んだがんばる地域宣言作成、地域から全国への積極的な情報発信となるのぼり旗設置や愛称募集等について報告されるとともに、それらの状況を踏まえた推進計画(見直し案)について確認されました。

特に、第5章の「リスクと共存する暮らし方・住まい方」の対策となる「津波災害(特別)警戒区域」に関しては、メリット創出や情報発信のあり方について議論が行われ、“指定を前向きに検討する。”という表現から、“指定を丁寧に進める。”に変更し、指定に向けた手続きが進められることとなりました。



津波災害(特別)警戒区域とは？

津波災害警戒区域

- 最大クラスの津波が発生した場合に、津波から「逃げる」ことができるように、避難施設や避難路の確保、避難訓練の実施等の取組を行っていく区域。
- 最大クラスの津波による浸水想定区域を基本として設定されます。

注) 建築物の建築や開発行為の規制はありません。

津波浸水想定

地域住民や観光客等へ
考え方をより適切に伝えるため、各区域の“愛称”の選定を進めています。

津波災害特別警戒区域

- 最大クラスの津波が発生した場合に、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方々が利用する施設(例：社会福祉施設、学校、医療施設)において、津波を「逃げる」ことができるように、建築物の安全性確保の取組を行っていく区域。
- 最大クラスの津波による基準水位が概ね2mを超える範囲を基本として設定されます。

注) 一般の住宅や宿泊施設を対象にはしていません。

開催せまる！

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくりについて みんなで考える会(大市民集会)

日時:平成30年1月16日(火)19:00~(受付18:30~)

場所:伊豆市役所土肥支所 4階集会室 駐車場は土肥支所及び土肥小学校をご利用ください。

本会への参加は事前
申込は、不要。